

**令和2年度 11月10日**

**第5回 MTDLP 拡大連絡会議**

**事務連絡**

**MTDLP研修履歴報告に関する情報の整理**

これまで

○会員が所属県以外で、MTDLP研修を受講した場合、その受講を登録するためには、所属する県士会に報告し、

①MTDLP推進委員からの報告

②生涯教育推進委員からの報告 をもって事務局で会員データの更新・登録をしてきた。



**2020年度からは新システムへの変更にともない、**

**今後は主催県士会が他県士会員も含めて履歴登録を行うことで一本化し、「登録」については、主催県士会が行うことで統一をお願い致します。**

# 過去 研修履修報告等のルール等再確認①

## ■ MTDLP研修履歴報告に関する情報の整理 (2015/12/12 版)

都道府県士会にて、MTDLP基礎研修、ならびに事例検討会（実践者研修）を実施し、その受講者名簿等を協会事務局へ送信していただいております。

つきましては、以下の方法で名簿等をMTDLP研修事務局（[kenshu-mtdlp@jaot.or.jp](mailto:kenshu-mtdlp@jaot.or.jp)）までお送りいただきますようご協力をお願いいたします。

※8月末を持って、[mtdlp@jaot.or.jp](mailto:mtdlp@jaot.or.jp)のアドレスを受信を停止します。

Excelファイルの例

	A	B	C
1	会員番号	氏名	研修受講日
2	123	中村春基	2016/4/1
3	456	荻原喜茂	2016/5/5

MTDLP基礎(概論) Or 事例報告 (実践研修)

# 過去 研修履修報告等のルール等再確認②

- 会員個人が、所属士会以外で研修を受講した場合  
(生活行為向上推進プロジェクトニュース 2016年1月号を抜粋)

## 1) 所属する会員の履修状況を管理するため

- ・ 基本は、**会員個人の申告**となる。士会会員には以下のような周知をすること。  
○ 「所属の士会以外で生活行為向上マネジメント研修を受講された方は、下記①～④を明記の上、メール、またはFAXにて所属の士会にご申告下さい。」
- ① 会員番号・氏名
- ② 受講年月日
- ③ 研修等主催（主催士会）
- ④ 研修名（MTDLP基礎研修・事例検討会実践者研修）

## 2) 士会間の連絡

- ・ 基本は、他県で受講した場合であったも、**自士会で確認を取り受講名簿を提出**をする。

○ 会員個人が①～④の申告があった場合、担当者（推進委員等）は、開催士会の推進委員（担当者等）に確認等して判断すること。

○ 担当者（推進委員等）は、自士会の会員以外が受講した場合、その所属する県士会へ研修会受講の旨を報告する。